

理事選挙施行細則

第1条（選挙管理委員会）

- ① 選挙管理委員会は、理事長の指名する委員長1名と委員2名、計3名の評議員により構成する。ただし、選挙管理委員は理事に立候補できない。

第2条（理事の選出）

- ① 理事への選出を希望する者は、ホームページ上の立候補届用紙をダウンロードし、氏名、所属施設名、生年月日、履歴および抱負を400字から800字程度にまとめて記載し、募集期間内に選挙管理委員会に郵送またはE-mailにて提出する。
- ② 選挙管理委員会は立候補者名簿、立候補届および投票用紙を評議員に郵送する。
- ③ 投票権者は、前年12月31日までに会費を完納している評議員とする。
- ④ 選挙は、所定の用紙に無記名で立候補者の中から理事10名以内を連記して、投票期間内に選挙管理委員会へ郵送投票し、得票数の順に理事10名を選出する。当落線上で票数同数の者が2名以上の場合には、年齢が上の方を当選とする（無効投票については第3条による）。
- ⑤ 立候補者数が理事10名以下の場合には、投票は行わず、全員が選出されたものとする。
- ⑥ 選挙結果は次回の評議員会で公表する。
- ⑦ 理事選挙は定時評議委員会の開催2か月前までに完了する。選挙の結果は、開票後1週間以内に当選評議員に告知し、選挙による理事候補者による会議を、（1か月以内）までに開催する。

第3条（投票の無効）

選挙の被選挙権有権者の氏名があらかじめ投票用紙に印字され、○印を記入して投票する場合、次の各号の投票は、その投票のすべてを無効とする。

- ① 所定の投票用紙を使用しなかったもの。
- ② 投票時に投票用紙を切り離したもの。
- ③ 定められた連記数より多数に○印を記入したもの。

附則 この規定は、2018年6月7日から施行する。